

「日本成長戦略」における知的財産戦略の構造改革と企業経営の未来展望

Gemini 3.6 Flash

1. 2026年閣議決定「日本成長戦略」における知的財産の戦略的位置づけ

2026年7月21日、日本政府は「経済財政運営と改革の基本方針2026(骨太方針2026)」の閣議決定と同日に、国家の命運を左右する具体的な官民投資実行計画として「日本成長戦略」を閣議決定した¹。この戦略は、長年にわたり日本経済の成長を阻んできた過度な緊縮志向や過少投資の流れを断ち切り、官民連携によって「2040年度までに民間設備投資額を年間250兆円、名目GDPを1,100兆円」規模にまで引き上げることを目指す極めて野心的なグランドデザインである³。

この戦略において、経済安全保障を担保する「危機管理投資」と、先端技術の優位性を開花させる「成長投資」を加速させるための核心的なエンジンとして定義されているのが知的財産(IP)戦略である³。主要先進国と比較して低迷している潜在成長率を引き上げるためには、技術革新力をビジネスの付加価値へと直接結びつけるメカニズムの構築が不可欠である³。すなわち、有形資産への単純投資から脱却し、企業の稼ぐ力の源泉である「知的財産・無形資産」への投資と活用を戦略的に推進することが、資本生産性の向上をもたらす唯一の路となる⁴。

日本成長戦略は、知的財産を単なる法的保護の対象ではなく、「新技術立国」の実現、スタートアップエコシステムの自律的成長、そして資本市場を巻き込んだ企業価値向上を達成するための最重要の経済政策として位置付けている³。この方針は、同年6月12日に知的財産戦略本部が取りまとめた「知的財産推進計画2026」の基本思想と完全に共鳴しており、国を挙げた知財・無形資産の「創造・保護・活用」の構造改革が急ピッチで進められることとなった⁵。

2. 17の戦略分野におけるIPランドスケープの実装と政府主導の「勝ち筋」構築

日本成長戦略は、イノベーションを通じた経済成長と国際的地位の確保を達成するため、政策的・資金的支援を集中させる「17の戦略分野」を選定している³。この17分野の官民投資ロードマップの実効性を高め、各産業における戦略的不可欠性と競争優位性を確保するために盛り込まれたのが、特許等の知財情報を活用した「IPランドスケープ」の実施検討である³。

成長戦略の閣議決定に付された「注釈71」において、政府が実施すべきIPランドスケープの定義が極めて具体的に示されている³。

日本成長戦略における注釈71の定義:「政府においては、成長戦略の推進に際し、事業情報(市場動向、技術・標準化トレンド)等に知財情報を組み込んだ分析を実施し、その分析結果(現状の俯瞰・将来展望等)を関係省庁と共有すること。」「³

この定義が示す通り、IPランドスケープとは単なる特許出願件数の推移を追う静的な調査ではない³。マクロ的な事業動向や国際的な標準化トレンドと知的財産の権利状況を一体的かつ動的に分析

し、国家レベルおよび民間レベルの「勝ち筋」を客観的エビデンスに基づいて特定・共有するための高度なインテリジェンス活動である⁴。

以下に示す表は、日本成長戦略が選定した17の戦略分野と、その産業的重要性、および知財情報の統合分析(IPランドスケープ)によって導き出すべき知財戦略・勝ち筋の方向性を整理したものである³。

17の戦略分野	主な製品・技術等と重要性	IPランドスケープを通じた「勝ち筋」・知財戦略の方向性
(1) AI・半導体	フィジカルAI、先端半導体、領域特化型AI ³	現場(製造・物流等)データを活かしたAI特許網構築と技術流出防止 ³
(2) デジタル・サイバーセキュリティ	データプラットフォーム、サイバーセキュリティ製品 ³	セキュリティ製品の国産比率向上とデータスペースの連携保護 ³
(3) 情報通信	オール光ネットワーク(APN)、海底ケーブル ³	マルチコア光通信技術の標準化とグローバル知的財産ポートフォリオ化 ³
(4) 量子	量子コンピューティング、量子通信 ³	チョークポイント(材料・部素材)の特許出願による不可欠性の確保 ³
(5) 防衛産業	小型無人航空機、デュアルユース技術 ³	先端民生技術の防衛転用時における知財管理とブラックボックス戦略 ³
(6) 航空・宇宙	民間航空機、射場、人工衛星・サービス ³	国際共同開発フェーズでのインテグレーション能力と核心技術の知財化 ³
(7) 海洋	海洋無人機(海洋ドローン)、MDA ³	深海探査・海底鉱物資源開発の技術特許取得による参入障壁の構築 ³
(8) 造船	ゼロエミッション船、自動運航船、船舶修繕 ³	次世代船舶に係る省エネ・防熱技術の特許化と国際ルールの策定主導 ³

(9) マテリアル	永久磁石、グリーン鉄、複合新素材 ³	レアアースリサイクル、水素還元製鉄技術等の特許出願とGX標準化 ³
(10) 合成生物学・バイオ	バイオものづくり、バイオ医薬品・再生医療 ³	設計・解析工程のAIプラットフォームの高度化と製造プロセスの秘匿 ³
(11) 創薬・先端医療	ファーストインクラス製品、ヘルスケア ³	治験データや特許品市場の可視化、AMED等を介した創薬シーズの知財化 ³
(12) 資源・エネルギー・GX	ペロブスカイト太陽電池、水素、次世代革新炉 ³	主原料ヨウ素の強みを活かした特許網構築、国際標準化と協調領域形成 ³
(13) フュージョンエネルギー	プラント設計、トカマク型・ヘリカル型 ³	ITER国家プロジェクトで培った核心要素技術の特許群の強靱化 ³
(14) 防災・国土強靱化	事前防災、予防保全技術、防災ドローン ³	インフラ老朽化対策におけるセンサー技術の海外展開向け知財パッケージ化 ³
(15) 港湾ロジスティクス	港湾荷役機械、サイバーポート(港湾物流DX) ³	自動化・遠隔操作化技術の知財保護とコールドチェーン国際規格の獲得 ³
(16) フードテック	植物工場システム、陸上養殖、新規食品 ³	ゲノム品種、栽培運営ノウハウ等の特許および営業秘密のオープン＆クローズ ³
(17) コンテンツ	ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、実写 ³	IP360度展開を保護する商標・意匠権のグローバル取得と海賊版対策 ³

IPランドスケープを政府・企業が推進することは、他国の強硬な知財覇権戦略や技術流出リスクから日本の先端技術を守り、国際標準化をビジネスの成長エンジンへと組み込むオープン＆クローズ戦略を機能させる上で決定的な意味を持っている⁵。

3. 成長投資のボトルネックを解消する法制度改革の深層メカニズム

日本成長戦略は、「知財を戦略的に取得・活用する企業経営を推進」するため、民間投資のボトルネックとなり得る様々な知財の侵害リスクを抑制し、紛争が生じた際には迅速・適切に解決できる実効性の高い制度的手当を講じることが閣議決定している³。この法制度改革パッケージは、侵害された側の「泣き寝入り(侵害したもの勝ち)」を防ぎ、リスク予見可能性を高めて成長投資を活性化させるための多角的なアプローチによって構成されている⁹。

以下に示す表は、閣議決定「日本成長戦略」に盛り込まれた知財関連の制度・法制改革について、その具体的な改革項目、現状の課題、および期待される効果とメカニズムを一覧化したものである³。

改革項目	従来の課題とボトルネック	講じられる措置・法改正検討のメカニズム	期待される効果と展望
知財訴訟における証拠収集手続の充実・強化	侵害の立証に必要な証拠が相手方に偏在。査証制度等のハードルが高く権利行使が難航 ⁷	査証(さしょう)制度の対象拡大や、証拠収集プロセスの簡素化・円滑化の在り方を検討 ⁷	立証難易度の劇的緩和により、技術を盗用された中小・スタートアップの実効的権利行使を担保 ⁷
権利侵害を抑制するための法制上の措置の検討	損害賠償額が実損害填補に留まり、加害者が得た不当利益を十分に回収できず、侵害抑止力が不十分 ⁹	「損害の回復と侵害者の利益の剥奪」を確実にする民事上の救済措置規定の導入検討 ⁷	「侵害したもの勝ち」の構造を撲滅。多額の研究開発投資を行った企業が競争優位性を独占可能に ⁹
集団的な権利行使を可能とする仕組みの検討	個々のクリエイターや小規模権利者が、海外巨大プラットフォームや無断AI学習に対抗するのは不可能 ⁹	複数の知財権を集約して代理集団訴訟を遂行できる「認定団体」の創設検討 ⁷	巨大ITや海外模倣品、生成AIによる無断利用等に対する組織的な防衛線の構築と適切な対価還元 ⁷
国等が支援する研究開発投資における権利侵害の事前調査	公募型研究開発において他社特許の侵害調査(FTO)が疎かで、製品化・社会実装の段階で紛争となり事業が停止 ⁴	権利侵害の有無等についての事前調査(特許クリアランス)の義務化と、その状況の申請・報告制度の構築 ⁴	他者特許侵害による事業停止リスク(FTOリスク)を未然に防止。質と量を備えた戦略的知財の適切な獲得 ⁴

3.1 証拠収集手続の強化と民事救済措置による「侵害したもの勝ち」の撲滅

日本産業の技術革新力を「強い経済」の構築へと結びつけるためには、先端技術が他者によって容

易に盗用されるリスクを極小化しなければならない³。従来の知財訴訟制度では、特許権等の侵害を証明するための証拠が相手方のシステムや工場に隠されている場合、その収集が極めて困難であった⁹。この課題に対し、2020年に新設された査証制度（中立な技術専門家が相手方の工場等に立ち入り調査を行う制度）の対象範囲拡大や手続きの充実・強化を進めることで、証拠偏在を是正し、実効的な権利行使が可能なインフラを整備する⁷。

さらに、抑止力を高める司法の構造改革として「損害の回復と侵害者の利益の剥奪」を確実にする民事上の救済規定の整備が検討されている⁷。侵害行為によって得られた利益を裁判所が確実に剥奪し、権利者側に還元、あるいは回復させる措置を講じることで、「他人の技術を侵害した方がビジネス上有利である」という歪んだ経済合理性（侵害利得の残存）を根本から否定する環境作りを目指す⁷。

3.2 AI時代の海賊版・模倣品に立ち向かう集団的権利行使と代理集団訴訟制度

インターネットを介した国境を越える海賊版や模倣品の氾濫は、デジタル技術や生成AIの発展によって一層加速している⁵。特に日本の強力なコンテンツ分野（アニメ、マンガ、音楽など）においては、海外発の海賊版サイトが引き起こす被害額が年間約2.6兆円にも達すると試算される中、個々のアーティストや中小制作会社が単独で国境を越えた法的アクションを起こすことは不可能であった³。

これに対し、政府は複数の権利者が保有する権利をプラットフォームやジャンルごとに集約し、一元的に法的権利を執行できる「集団的権利行使」の枠組みを構築する⁷。具体的には、権利者に代わってグローバルな訴訟やライセンス交渉、削除要求などを代行する「代理集団訴訟の認定団体」の創設が盛り込まれた¹⁰。

この制度は、生成AIの急速な社会実装に伴い顕在化している「著作物の無断大量学習」や「AIによる要約サービス」に対する交渉力を高めるだけでなく、歌手や声優らの「声」をAIに無断利用（模倣・生成）される問題（ディープフェイクやパブリシティ権侵害リスク）に対しても、業界団体を通じた集団的な法的防御を行うための実効的な手段を付与するものである¹²。

3.3 国研・公募型プロジェクトにおける特許クリアランス（FTO調査）の義務化

国等の公的資金が投じられる研究開発プロジェクトは、新技術立国の担い手となるべき重要な「技術シーズ」の揺りかごである³。しかし、これまでは研究開発の初期段階において、先行技術文献や他者の特許を網羅的に調べる特許クリアランス（FTO: Freedom to Operate）調査が十分に行われず、いざ社会実装・商業化というステージに至って他者の有効な特許権侵害を指摘され、事業断念や巨額の賠償に追い込まれる「FTOリスク」が散見された⁴。

これに対し、日本成長戦略は「国等が支援する研究開発投資における権利侵害の有無等についての事前調査（特許クリアランス調査）」の実施を義務付け、公募型研究費についてその事業目的に応じ、知財状況の申請や報告を要件化する方向性を示した³。事前調査を踏まえて他者の侵害リスクをゼロ段階で遮断すると同時に、プロジェクトの成果を「質と量」の両面を備えた強固な知財網（オープン＆クローズ戦略に合致する特許網）として確実に取得・蓄積させ、社会実装を戦略的・法的に後押しする仕組みを構築する⁴。

4. 資本市場を巻き込む知財・無形資産開示とガバナンス改革

のシナジー

日本成長戦略において、企業が自らの「稼ぐ力」を投資家から適切に評価させ、中長期的な設備投資・研究開発投資へ十分なリスクマネーを呼び込むための両輪として位置づけられたのが、情報開示制度とガバナンス改革である³。

日本成長戦略における開示促進の方針：「有価証券報告書での知財・無形資産の開示を促進する制度の在り方について2026年度中を目途に方針を示す。」³

この閣議決定に示された方針は、知財・無形資産に関する事項を「有価証券報告書の記載事項」とすることを視野に入れた極めて実効的な制度改革の検討開始を意味しており、2027年前半（2026年度中）を目途に具体的な指針・方針が示される予定である⁴。企業の競争力の源泉である「無形資産の価値」が、財務諸表に現れないことを理由に過小評価される現状を是正し、投資の意義を資本市場が適正に目利きできる環境を整えることがその本質的な狙いである⁴。

この情報開示改革は、以下の2つの柱とのシナジーを形成しながら推進されている⁴。

1. コーポレートガバナンス・コード(CGC)の改訂と知財の「原則」格上げ：CGCの改訂に伴い、それまで「取締役会等の責務」におけるサブ項目(上から3番目の階層)に位置していた「知的財産」の文言が、取締役会および経営層が直接コミットすべき「基本原則(2番目の階層)」へと格上げされる¹⁸。これにより、上場企業の経営陣に対して、知的財産への投資や活用方針を経営の基幹戦略として説明・実践することを求める要請が一段と強まった⁴。
2. 「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の改訂(令和8年度中)：企業の経営層が、中長期的な企業価値向上に向けて知財・無形資産をどのようなガバナンスの下で経営戦略へ紐づけ、CxO(CEO, CFO, CXO)が役割を果たすべきかを整理した同ガイドラインの改訂が実施される⁷。これにより、経営理念から活動目標、数値化された知財パフォーマンスに至る「一貫した価値創造ストーリー(因果パス)」を可視化し、経営者と投資家の間で共通言語を用いた効果的な対話を推進するための方法論が明文化される⁴。

有報における人的資本開示や人材戦略の開示拡充の動きとも呼応し、知財・無形資産の戦略的開示は、日本市場(日経225等)における時価総額に占める無形資産比率(2025年時点で52%に達し、中長期KPI目標を前倒しで達成)をさらに高め、欧米並みの高付加価値型市場へと脱皮させる強力なトリガーとなる⁴。

5. 将来展望と日本企業への提言

日本成長戦略に埋め込まれた知的財産政策の構造改革は、これまでの「出願と維持に追われるコスト部門としての知財」から、「競争優位とキャッシュフローを直結させるアセットとしての知財」への経営パラダイムの移行を決定づけるものである³。

この変革期において、日本企業が国際市場で覇権を獲得し、持続的な「稼ぐ力」を最大化するために、意思決定機関および実務層が実行すべき具体的な提言は以下の通りである⁴。

1. IPランドスケープを経営・投資判断の「標準インフラ」とせよ：技術部門・知財部門は、単なる他社権利侵害の回避(ディフェンス)を超え、事業戦略やM&A、標準化戦略、新事業開拓における「勝ち筋」を示すため、特許情報とビジネスデータを統合したIPランドスケープを経営層へ能動的に提案すべきである⁴。政府が推進する17の戦略分野における動向を常にウォッチし、協調領域と競争領域を冷徹に見極めるオープン＆クローズ戦略を主導せよ³。

2. 侵害訴訟リスクの増大に対応する「FTO(特許クリアランス)システム」を社内に実装せよ:「侵害者の利益の剥奪」をはじめとする民事上のペナルティ強化および「査証制度の充実」は、他者権利侵害時の財務リスクを極限まで引き上げる⁷。国等の公募プロジェクトに義務化されるFTO調査の流れを自社のすべての事業活動に適用し、開発の初期フェーズにおいて他者の有効特許を精緻に検証・回避・クロスライセンスする体制を、ガバナンス要件として徹底的に機能させよ⁴。
3. 「価値創造ストーリー(因果パス)」に基づく戦略的情報開示に舵を切れ: 有価証券報告書等における知財・無形資産の戦略的開示の在り方(2026年度中の政府方針策定)を先取りし、自社保有の技術がどのようなメカニズム(因果パス)を経て企業収益の拡大や参入障壁の構築に寄与しているかをストーリーとして可視化せよ⁴。単なる保有特許数のアピールという「形式主義」を廃し、投資家が適正に将来価値を目利きできる財務・非財務の一体型コミュニケーションを確立せよ⁴。
4. CGC原則格上げを踏まえた知財経営体制への移行(CxOの連携強化): 知的財産がコーポレートガバナンス・コードの基本原則に格上げされた重みを経営陣(CEO, CFO, CXO等)が正しく理解し、知財部門を事業戦略部門の直属、あるいは経営企画と同列に配置し直す組織改革を推進せよ⁷。知財と人的資本、財務戦略を融合させた投資計画を策定し、短期利益の極大化ではなく、中長期の成長投資に資金が回る健全なガバナンスを実装せよ⁴。

引用文献

1. 骨太方針2026が閣議決定 | Taro Watanabe - note, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://note.com/yayota/n/n78c415e185b7>
2. 日本は医療AIをどこまで本気で押すのか～骨太の方針と日本成長戦略を読む - Note, 7月 23, 2026にアクセス、
https://note.com/yuki_shimahara/n/n4662469960ac
3. jgs2026 (1).pdf
4. 知的財産推進計画2026 - 内閣官房, 7月 23, 2026にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf
5. 【行政情報】知的財産推進計画2026が公表～AI時代における「創造・保護・活用」と日本の成長戦略, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://www.nazumi-office.com/post/%E3%80%90%E8%A1%8C%E6%94%BF%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%80%91%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%8E%A8%E9%80%B2%E8%A8%88%E7%94%BB%EF%BC%92%EF%BC%90%EF%BC%92%EF%BC%96%E3%81%8C%E5%85%AC%E8%A1%A8-ai%E6%99%82%E4%BB%A3%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E3%80%8C%E5%89%B5%E9%80%A0%E3%83%BB%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E3%83%B%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%80%8D%E3%81%A8%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E6%88%90%E9%95%B7%E6%88%A6%E7%95%A5>
6. 知的財産戦略本部、「知的財産推進計画2026」を決定 - カレントアウェアネス・ポータル, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://current.ndl.go.jp/car/280273>
7. 「知的財産推進計画2026」(概要), 7月 23, 2026にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_gaiyo_all.pdf
8. 有報での知的財産・無形資産の開示拡充を検討へ | 経営財務 - 税務研究会, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://www.zeiken.co.jp/keieizaimu/article/no3758/ZA00037580901.php>

9. 2026年7月総合コラム:「知的財産推進計画2026」が決定(政府) | お役立ち情報, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://braina.net/2026%E5%B9%B47%E6%9C%88%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%82%B3%E3%83%A9%E3%83%A0%E7%BC%9A%E3%80%8C%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%8E%A8%E9%80%B2%E8%A8%88%E7%94%BB%E7%BC%92%E7%BC%90%E7%BC%92%E7%BC%96/>
10. 読売新聞社説はデジタル教科書を敵視し過ぎてアクセシビリティの観点が皆無など 日刊出版ニュースまとめ 2026.06.13 | HON[.]jp News Blog, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://hon.jp/news/1.0/0/59217>
11. 特許クリアランス調査とは? | 特許侵害を予防する基本の調査 - 知財パーソン1年目の教科書, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://innovative-journey.com/patent/research/clearance-898.html>
12. 知的財産推進計画 2026 調査報告 - よろず知財戦略コンサルティング, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/5216a5471c8fd4995f11.pdf>
13. 「知的財産推進計画2026」の策定に向けた意見, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://j-ba.or.jp/news/files/%E3%80%8C%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%8E%A8%E9%80%B2%E8%A8%88%E7%94%BB2026%E3%80%8D%E3%81%AE%E7%AD%96%E5%AE%9A%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%9F%E6%84%8F%E8%A6%8B.pdf>
14. 知財推進計画2026を決定、海外における海賊版や模倣品に対抗する「代理集団訴訟の認定団体」創設へ - TMfesta.com, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://tmfesta.com/2026/06/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E7%BC%9A%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E6%8E%A8%E9%80%B2%E8%A8%88%E7%94%BB2026%E3%82%92%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E3%80%81%E6%B5%B7%E5%A4%96%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E6%B5%B7%E8%B3%8A/>
15. 知的財産推進計画2026決定 外堀知的財産事務所 メールマガジン, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://sotobori-ip.com/archives/3057>
16. 知財侵害許さない! 政府が推進計画とりまとめ 今後のIPはどうなるのか考える【時事まとめ】, 7月 23, 2026にアクセス、
https://asahi.gakujo.ne.jp/common_sense/current_events/detail/id=4325
17. 知財・無形資産の有報開示を検討へ | ZEIKEN Online ... - 税務研究会, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://www.zeiken.co.jp/news/18066482.php>
18. コーポレートガバナンス・コード改訂 ~知的財産の視点から2026年 ..., 7月 23, 2026にアクセス、
<https://takano-pat.com/news/colmun-20260721/>
19. 事務局説明資料 - 内閣官房, 7月 23, 2026にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisakuikaigi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/dai27/shiryo3.pdf
20. 人的資本開示、現状の対応で足りているか? 2026年有価証券報告書のチェックポイントを解説, 7月 23, 2026にアクセス、
<https://booost-tech.com/media/column-112/>